様式１

 　　　 平成　　年　　月　　日

 東京都知事　殿

特定建築者応募希望表明書

　当社は、東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区の特定建築者の募集に応募することを希望します。

　なお、本表明後に東京都から提供を受ける資料については、本募集への応募申込みの検討又は応募図書作成の目的にのみ使用し、東京都の承認を得ずに第三者への提供し、又は漏えいしないこと、グループで応募希望を表明する場合は、当該内容をグループの構成員に遵守させることを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者役職名 |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者 | 所　　属 |  |
| 役 職 名 |   |
| 氏　　名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) |
| 所 在 地 |  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| E-mail |  |
| グループ構成員（構成員の数に応じて、適宜、欄を追加・削除してください。） |
| ２ | 商号又は名称 |  |
| ３ | 商号又は名称 |  |
| ４ | 商号又は名称 |  |

１）本表明書に所要の事項を記入し、必要書類（募集要領第六章１(3)イ「応募希望表明の手続」に示す資力及び信用等の関連書類）を同封の上、郵送等（簡易書留、宅配便）により提出してください。

２）グループで応募希望を表明する場合は、代表者が記入し、構成員をグループ構成員欄に記入してください。また、必要書類の提出は、代表会社のみとします。応募申込みを行うまでは、グループ構成員の変更は可能とします。

様式２

 　　 平成　　年　　月　　日

特定建築者募集要領等質問書

　　東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業における

Ｐｅ３０街区の特定建築者の募集要領等について、以下のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  商号又は名称（代表者） |   | 管理番号： |
|  担　当　者 |  所　属： |
|  役職名： 氏　名： |
|  電話番号：　　　　　　　　FAX番号： |
|  電子メールアドレス： |
|  質 問 内 容 |  〔特定建築者の募集要領〕・（Ｐ　　　　　　）・（Ｐ　　　　　　） 〔その他〕・ |

注１）本質問書を、募集要領第六章１(3)エ「質問の受付及び回答」により

**平成３１（２０１９）年１月２２日（火曜日）午後３時まで**に電子メール（添付ファイル）でお知らせください。件名は「亀戸・大島・小松川第三地区Ｐｅ３０街区（質問） 法人名」としてください。

　 ２）質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。１枚で記入できない場合は、担当者欄を削除した同様式を作成して記入してください。

　 ３）質問内容は、どの項目に関する質問か分かるように記入してください。

例：（Ｐ３、上から４行目）

　 ４）管理番号欄には、東京都から返送された特定建築者応募希望表明書の写しに付されている管理番号を必ず記載してください。

様式３

 　　 平成　　年　　月　　日

特定建築者申込書

 東京都知事　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名 印

　東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区の特定施設建築物の建築について、都市再開発法第１１８条の２８第２項において準用する同法第９９条の２第２項に規定する特定建築者として、別添書類等を添えて申し込みます。

記

添　付　書　類　等

　１　建築計画書

　２　管理処分に関する計画書

　３　敷地の譲受希望価格及び資金計画書

４　共同特定建築者協定書（グループを結成する場合）

応募図書等の審査は、応募者が特定できない状態で行いますので、全てのページには、法人名などを表記しないでください。

様式４

 　 平成　　年　　月　　日

敷地譲渡仮契約の締結について

 殿

 　　　東京都市計画亀戸･大島･小松川第三地区

第二種市街地再開発事業　施行者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都　契約担当者

東京都都市整備局長

　東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区の敷地譲渡契約を、別添の敷地譲渡契約書（以下「本契約書」という。）により締結することを約するため、仮契約したいので協議します。

　なお、本契約書の内容及び下記事項について確認の上、御異議がなければ、承諾書の提出をお願いします。また、貴社から承諾書と仮契約保証金を受領したこともって、貴社と敷地譲渡仮契約を締結したものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業計画変更手続において、建築計画に変更が生じた場合において生じる一切の損害を請求できません。

２　敷地譲渡契約を締結することができない場合において生じる一切の損害を請求できません。

３　仮契約の締結に関し、仮契約保証金として、金　　　　　　　　円を承諾書の提出と同時に、東京都が発行する納入通知書により納付していただきます。

４　敷地譲渡契約の締結に応じない場合は、納付された仮契約保証金は、東京都に帰属します。

５　貴社の責務によらない事由により敷地譲渡契約を締結できない場合は、東京都と協議の上、仮契約保証金が返還される場合があります。

様式５

平成　　年　　月　　日

承　　諾　　書

 東京都都市整備局長　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名 印

　平成　　年　月　　日付　 都市整再第　　号をもって協議のありました東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区の敷地譲渡仮契約の締結については、異議なく承諾いたします。

様式６

 　　 平成　　年　　月　　日

建築工事着手届

 東京都知事　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名 印

　東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区の特定施設建築物の建築工事に着手したので、東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規則第２９条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

　１　敷地譲渡契約日

　２　工事着手日

　３　工事完了予定日

　４　添付資料

　　(1) 工事工程表

 (2) 図面

 (3) 建築確認済証（写）

様式７

 　　 平成　　年　　月　　日

建築工事完了届

 東京都知事　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名 印

　東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区の特定施設建築物の建築工事を完了したので、都市再開発法第１１８条の２８第２項において準用する同法第９９条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

　１　敷地譲渡契約日

　２　工事着手日

　３　工事完了日

　４　添付資料

(1) 竣工図

(2) 検査済証（写）

様式８

 　　 平成　　年　　月　　日

□　□　承　認　願

（着工時期等建築計画を変更する場合）

 東京都知事 殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名 印

　東京都市計画事業亀戸･大島･小松川第三地区第二種市街地再開発事業におけるＰｅ３０街区について、都市再開発法第１１８条の２８第２項において準用する同法第９９条の７の規定に基づき、下記のとおり□□の承認願を提出します。

記

　１

様式９

共 同 特 定 建 築 者 協 定 書（案）

（目的）

第１条　乙、丙及び丁（以下それぞれを「グループ構成員」といい、三者合わせて「当グループ」という。）は、東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業 施行者 東京都（以下「甲」という。）が実施する同地区Ｐｅ３０街区の特定建築者の募集への応募、特定建築者予定者として選定された場合における「敷地譲渡仮契約」の締結、敷地譲渡契約（以下「契約」という。）の締結、契約締結後の特定施設建築物の建築工事及び敷地譲渡金額の支払の履行を共同して行うことを目的として、この協定を締結する。

（代表会社の名称）

第２条　当グループは、乙を代表会社とする。

（代表会社の権限）

第３条　乙は、敷地譲渡金額の支払及び特定施設建築物の建築工事の施工に関し、当グループを代表して、甲と協議する権限を有するものとする。

　　　　　なお、乙以外のグループ構成員は、乙が甲と協議した結果に従うものとする。

（グループ構成員の連帯責任）

第４条　各グループ構成員は、契約の締結、敷地譲渡金額の支払及び特定施設建築物の建設工事の履行に関し、負担割合にかかわらず連帯して責任を負うものとする。

（グループ構成員の特定施設建築物敷地共有持分の割合及び敷地譲渡金額の負担割合）

第５条　当グループが特定建築者として決定された場合、甲から買い受けることとなる特定施設建築物敷地の共有持分の割合は、以下の表のとおりとする。また、敷地譲渡金額及び契約に先立ち納付する契約保証金の負担割合も同様とする。

　　なお、負担割合に変更がある場合は、グループ構成員相互に協議した上、決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| グループ構成員 | 敷地共有持分の割合 |
| 乙 | （小数点以下第１位まで） |
| 丙 | （　　　　　〃　　　　） |
| 丁 | （　　　　　〃　　　　） |
| 合　　計 | １００％ |

（グループ構成員の特定施設建築物建築工事の出資割合）

第６条　当グループが特定建築者として決定された場合、当グループが建築する特定施設建築物の工事出資割合は、以下の表のとおりとする。

なお、負担割合に変更がある場合は、グループ構成員相互に協議した上、決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| グループ構成員 | 工事の出資割合 |
| 乙 | （小数点以下第１位まで） |
| 丙 | （　　　　　〃　　　　） |
| 丁 | （　　　　　〃　　　　） |
| 合　　計 | １００％ |